

平成24年(ワ)第49号等

玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川照 ほか

被告 九州電力株式会社

準備書面11の4の2

2013年5月24日

佐賀地方裁判所民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 板井 優

弁護士 河西 龍太郎

弁護士 東島 浩幸

弁護士 桃島 敏雅

弁護士 長戸 和光

外

記

第1 はじめに

準備書面11の4の1で述べたとおり、原子力発電には重大な経済的弱点がある。

そうであるにもかかわらず、一民間企業でしかない九州電力が原子力発電事業を推進することができたのは、準備書面11全体で述べている国による種々の手厚い業界保護政策があったからである。

そこで、本稿では、それらの国による業界保護政策のうち、「地域独占体制」のもとにおける「総括原価方式」によって、電力会社が利益を確保できる仕組みができあがっており、そのことによって、九州電力が原子力発電を行い、原子力発電を推進してきたことについて論ずる。

第2 地域独占体制と総括原価方式による利益確保

1 一部自由化されているとはいえ、原則として電力会社が「地域独占体制」（電気事業法3条・5条）のもとに事業を行っていることは周知のとおりである。

もちろん九州電力も同様である。そして、この地域独占体制のもと、電気料金の算定にはいわゆる「総括原価方式」が採用されている（電気事業法19条）。

かかる2つの仕組みが車の両輪となって、電力会社は、高コストの原子力発電事業を行ったとしても確実に利益を確保することができるようになっている。このことは、本来電力会社自身が負担すべきコストを、電気料金の形で国民に転嫁しているということである。

そして、国民のリスク負担によって確保した利益によって、原子力発電事業に対する更なる投資を容易に行うことができるのである。

その結果、電力会社は、幾度となく訪れた原子力発電に対する逆境にもかかわらず、あたかも社会主義的経済を彷彿させるかのような原発拡張を成し遂げ、我が国は世界第2位の原発大国となったのである。

以下では、この地域独占と総括原価方式によって電力会社が利益を確保する

仕組みとその具体的な効果について述べ、これらの仕組みがなければ電力会社が原子力発電を行い得ないことを論ずる。

2 総括原価方式の概要

(1) 上述のとおり、電気料金の算定方法は、いわゆる「総括原価方式」が採用されている（電気事業法 19 条・一般電気事業供給約款料金算定規則（以下、「供給約款料金算定規則」という）（但し、この総括原価方式は、一般家庭等規制部門の需要家に適用されるものに限られている）。

総括原価方式とは、発電に要する「総原価」（規則上は「原価等」と定義している）を算定した上で、かかる総原価と料金収入が一致するように料金単価を定める方式である。

具体的には、以下のように定められている。

ア 「総原価」の定義（供給約款料金算定規則 2 条 2 項）

供給約款料金算定規則 2 条 2 項は、

「総原価」 = 「営業費」 + 「事業報酬」 - 「控除収益」
と定義している。

イ 営業費（供給約款料金算定規則 3 条）

ここで、総原価を構成する要素のうち、「営業費」については、供給約款料金算定規則 3 条に定められている。

その主な項目は、人件費・燃料費・修繕費・減価償却費・購入電力料・公租公課・その他経費（バックエンド費用・廃棄物処理費・消耗品費・賃借料・託送料・委託費・損害保険料・普及開発関係費・研究費・緒費等）等である。

ウ 事業報酬（供給約款料金算定規則 4 条）

次に、総原価を構成する要素のうち、「事業報酬」は、供給約款料金算定規則 4 条に定められている。ここでは、いわゆる「レートベース方式」による計算が採用されている（1960 年（昭和 35 年）に採用）。このレ

ートベース方式によって算出される「事業報酬」が、電力会社の利益となる。

供給約款料金算定規則 4 条 2 項は、

事業報酬額 = 「レートベース」 (= 事業資産の額) × 報酬率
と定めている。

そして「レートベース」は、

- ① 特定固定資産（同条 3 項 1 号）
- ② 建設中の資産（同項 2 号）
- ③ 核燃料資産（同項 3 号）
- ④ 特定投資（同項 4 号）
- ⑤ 運転資本（同項 5 号）
- ⑥ 繰延償却資産（同項 6 号）

からなる旨定められている。

また、「報酬率」は、

「自己資本報酬率及び他人資本報酬率を 30 対 70 で加重平均した率」と定義している（供給約款料金算定規則 4 条 4 項）。

なお、現行の報酬率は 3 パーセントである。

オ 指除収益（規則 5 条）

「指除収益」とは、他社販売電力量・託送収益などのことであり（供給約款料金算定規則 5 条 1 項）、要するに、他の電力会社へ販売した電気の収入など電気料金以外から得られた収入のことある。

3 総括原価方式により電力会社の利益が確保されていること

(1) 前述したとおり、総括原価方式とは、発電に要する総原価を算定した上で、かかる総原価と料金収入が一致するように料金単価を定める方式である。

総原価のなかには、営業費として、人件費・燃料費・修繕費・減価償却費（= 固定資産）・公租公課など、電力事業を行うにあたり必要となるありとあ

らゆる経費が含まれている。そして、かかる営業費と事業報酬額の合計額を、電気料金として徴収することができるようになっている。

かかる定義から明らかなように、総括原価方式のもとで、電力会社は、どれだけコストのかかる設備投資をしても、それを電気料金に上乗せすることができる仕組みとなっており、絶対に損失が生じないのである。

(2) この仕組みが如実に現れたのが 3. 1 1 事故後の電気料金の値上げ問題である。

3. 1 1 事故以降、九州電力をはじめとする電力会社は管内の原子力発電所を全て停止させざるを得なくなつた。そして、原子力発電に代わって火力発電によって、管内の電力供給を賄うしかなくなつた。その結果、火力発電用の燃料費が大幅に増加し、九州電力の経営を圧迫することとなった。

かかる事態は、準備書面 1 1 の 4 の 1 で述べた、原子力発電の 3 番目の弱点である「高い経営リスク」が現実化した場面である。九州電力は、「原子力発電所の停止に伴う火力発電の燃料費等の大幅な増加（九州電力ホームページ）」によって経営が圧迫されていると主張している。本来であれば、これら原子力発電所が停止したことによるリスクは、九州電力自身が負うべきものである。

しかし、上述のとおり、総括原価方式によって、燃料費は営業費の中に組み入れられており、最終的には電気料金として消費者から徴収されることになる。実際、2012年（平成24年）5月1日から、九州電力は、電気料金を平均6.23パーセント値上げしたのである。そして、地域独占体制によって、国民はこの値上げされた電気料金を支払わざるを得ない状況におかれているのである。

この値上げの結果、本来九州電力が負うべきリスクは、電気料金の値上げという形で国民に転嫁されたのである。

4 原子力発電事業を推進すれば電力会社の事業報酬が増えること

前記3項で述べたとおり、総括原価方式によって、電力会社は絶対に損失を出さないで済む。そればかりでなく、総括原価方式が資産に応じた事業報酬を確保してくれるために、原子力発電という巨額の投資を必要とする電源を増やすにあたって、事業報酬からその費用を簡単に調達できるのである。

ここで前述した「レートベース」の中身に着目する。特に、「特定固定資産」と「核燃料資産」が重要である。

「特定固定資産」とは、各種発電設備（水力・火力・原子力等）、送電設備等のことである。原子力発電施設は、水力・火力発電施設に比べて、資産価値が高い。すなわち、原子力発電施設を所有すればするほど、レートベースが高くなり、それに応じて事業報酬が高くなるのである。

「核燃料資産」についてもこれと同じことが言える。「核燃料資産」とは、装荷以前の核燃料資産（装荷中核燃料、加工中核燃料（使用済核燃料を含む）、半製品核燃料、完成核燃料）と再処理関係核燃料資産のことである（規則・第2表参照）。各処理段階の核燃料を所有していることによって、レートベースが高くなり、それに応じて事業報酬が高くなるのである。

しかも、ここでは使用済核燃料（いわば「核のゴミ」である）も核燃料資産として計上してよいことになっている。これは、国が全量再処理という方針をとっていることと関連している。すなわち、全量再処理のもとでは、使用済核燃料も再処理過程を経て再び核燃料、すなわち「資産」になるのである。

このように、原子力発電所を建設し、原子力発電事業を行い、使用済核燃料を生み出せば生み出すほど、核燃料資産が増えて電力会社の事業報酬が増えることになる。

5 社会主義計画経済を彷彿させる原子力発電事業の拡大に「地域独占」体制と「総括原価方式」が重要な役割を果たしていること

日本の発電用原子炉の設備利用率は、1973年（昭和48年）から1979年（昭和54年）にかけて40パーセントから50パーセント台を上下した

(甲C第24号証36頁)。

このような設備利用率低迷の最大の原因は、沸騰水型軽水炉では、冷却水を送るステンレス鋼反感の応力腐食割れ(高温水下での亀裂発生)、加圧水型軽水炉では、蒸気発生器伝熱管の損傷によるタービン側への放射能漏れで、いずれも熱伝達系の事故・故障であった(甲C第1号証146頁)。

準備書面11の4の1において、原子力発電の3つ目の弱点として、原子力発電は初期コストが格段に高いと述べた。かかる点からすると、設備利用率の低下は経営にとって致命的である。なぜなら、設備利用率が低下すれば投資に見合うだけの電力販売収入が得られないからである。

そうであるにもかかわらず、1970年代に営業運転を開始した発電用原子炉は全部で20基にのぼる(甲C第24号証22頁)。これは年に2基というペースである。1980年代以降も、概ね年に1.5基のペースで原子炉の建設が進められた(甲C第24号証22頁)。日本における原子炉基数と設備容量の推移をまとめると図1のとおりとなる。日本の原子力発電が、90年代半ばまで、ほとんど「直線的」といえる安定したペースで拡大し続けてきたことが分かる。

1973年(昭和48年)と1979年(昭和54年)における2度の石油危機をはじめとする経済情勢やエネルギー情勢の激変とはほとんど無関係に、このような直線的・安定的ペースで原子力発電の建設が進んだことは、「社会主義計画経済」を彷彿とさせるものである(甲C第1号証143頁)。

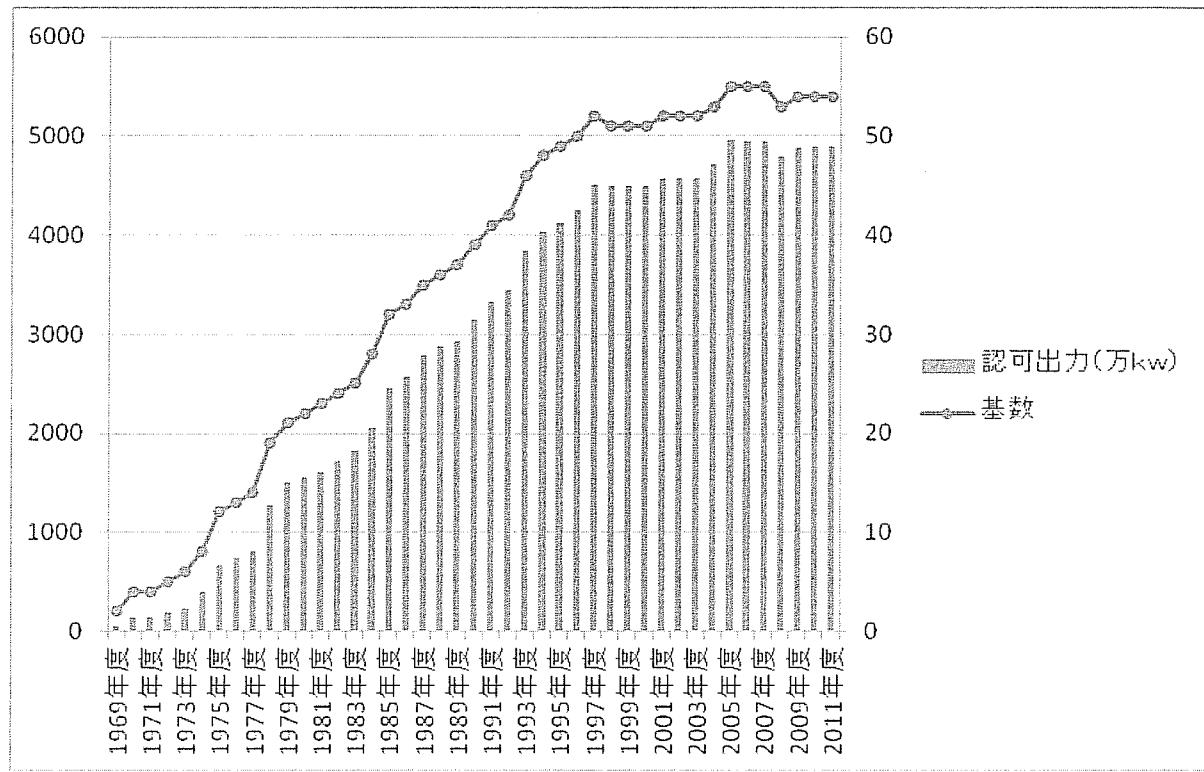


図1 日本の原子炉基数と設備容量の推移

このように、原子力発電の拡大ペースが「直線的」に進んだのは、「地域独占」と「総括原価方式」によって、電力会社の総資産に一定の報酬率を乗じることによってはじき出される事業報酬が保障されていたからである。電力会社としては、たとえ稼働していないくとも資産として原子力発電所を所有しているだけで事業報酬に上乗せできる。そして、そのようにして得られた事業報酬を元手にして、さらに原子力発電所を建設するのである。

第3 まとめ

以上のとおり、「地域独占体制」と「総括原価方式」をとることにより電力会社は絶対に損失を被ることなく、さらには事業報酬という形で確実に利益を得られるようになっている。そして、確保された事業報酬によってさらに原子力発電事業に投資を行うことができるのである。

その結果、電力会社は通常では考えられないような「直線的」ペースで原子

力発電所を建設していった。それはあたかも「社会主义計画経済」を彷彿とさせるものであった。

このように、「地域独占体制」と「総括原価方式」によって利益の確保が約束されているからこそ、電力会社は、本来高コストであるはずの原子力発電事業を推進することができるるのである。すなわち、「地域独占体制」と「総括原価方式」による原子力業界の保護がなければ、電力会社が原子力事業を行うことは不可能なのである。

そしてかかる、「地域独占体制」と「総括原価方式」制度を導入し、維持し、電力会社に有利なように発展させていったのは、国なのである。

以上